

軽油引取税の課税免除制度の存続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法改正により、道路特定財源から一般財源化された。このとき、軽油引取税の課税免除制度（免税軽油制度）は、3 年間の時限措置として存続されたが、一部を除いて平成 24 年 3 月 31 日で廃止される。しかし、その廃止は、観光産業や農林水産業をはじめとする各種産業の経営に甚大な影響を与えるものと懸念される。

例えば、スキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車、降雪機の燃料用軽油の免税が継続されない場合、本市の冬の観光資源の一つであるスキー場の経営は、スキー人口の減少等による経営環境の悪化に加え、さらに厳しいものとなることが予想される。

また、免税軽油制度の廃止は、農業用機械、船舶、倉庫で使用するフォークリフトなどの燃油への依存が強い北海道の農林水産業の経営にさらなる負担を強いることになる。

このように、免税軽油制度は、地域経済を支える多くの産業にとって、必要不可欠な制度となっている。

よって、政府においては、観光産業や農林水産業など地域経済への重大な影響を考え、軽油引取税の課税免除制度を存続するとともに、手続きの簡素化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 23 年（2011 年）11 月 7 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）全議員